公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則案 からの変更点・新旧対照表

※下線部分が変更点を示す。

成案

特定受託事業者に係る取引の適正化等に 関する法律(令和五年法律第二十五号)第三 条第一項及び第二項並びに第四条第三項並 びに同法第十条において準用する私的独占 の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭 和二十二年法律第五十四号)第七十六条第一 項の規定に基づき、公正取引委員会関係特定 受託事業者に係る取引の適正化等に関する 法律施行規則を次のように定める。

第五条 (略)

2 法第三条第二項ただし書の公正取引委員会規則で定める場合は、次のいずれかに該当する場合(第一号又は第二号に該当する場合において、第二条第一項第一号に掲げる方法による明示がされた後に、特定受託事業者がその責めに帰すべき事由がないのに、第一条に規定する事項を閲覧することができなくなったときを除く。)とする。

一 (略)

- 二 業務委託事業者により作成された定型約款(民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百四十八条の二第一項に規定する定型約款をいう。)を内容とする業務委託が次のいずれにも該当する場合
 - イ インターネットのみを利用する方 法により締結された契約に係るもの であること。
 - ロ 当該定型約款がインターネットを 利用して特定受託事業者が閲覧する ことができる状態に置かれているこ と。

原案

特定受託事業者に係る取引の適正化等に 関する法律(令和五年法律第二十五号)第三 条第一項、第二項、第四条第三項及び第十条 において準用する私的独占の禁止及び公正 取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律 第五十四号)第七十六条第一項の規定に基づ き、公正取引委員会関係特定受託事業者に係 る取引の適正化等に関する法律施行規則を 次のように定める。

第五条 (略)

2 法第三条第二項ただし書の公正取引委 員会規則で定める場合は、次のいずれかに 該当する場合(第一号又は第二号に該当す る場合において、第二条第一項第一号に掲 げる方法による明示がされた後に、特定受 託事業者がその責めに帰すべき事由がな いのに、第一条に規定する事項を閲覧する ことができなくなったときを除く。)とす る。

一 (略)

- 二 業務委託事業者により作成された定型約款(民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百四十八条の二第一項に規定する定型約款をいう。)を内容とする業務委託が次のいずれにも該当する場合
 - イ インターネットのみを利用する方 法により締結された契約に係るもの であること
 - ロ 当該定型約款がインターネットを 利用して特定受託事業者が閲覧する ことができる状態に置かれているこ

三 (略)

附 則

この規則は、<u>法</u>の施行の日<u>(令和六年十一</u> <u>月一日)</u>から施行する。 三 (略)

附則

この規則は、特定受託事業者に係る取引の 適正化等に関する法律(令和五年法律第二十 五号)の施行の日から施行する。